

安心して中古住宅を売買するために 住宅の健康診断を!!

インスペクション



インスペクション費用の半額を補助します。
(既存住宅状況調査)

最大5万円

→ 補助要件・申請方法等は裏面へ

インスペクションとは？

住宅の基礎・外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を目視・計測等により調査・記録することで、住宅の劣化状況等を把握する調査です。

※以下のものとは違うので、ご注意ください。

- ・耐震診断、耐震基準適合証明書
- ・瑕疵の有無の判定、瑕疵がないという保証
- ・建築基準法令等への適合性判断 等



インスペクションのメリット

売主

- ▶ 引渡し後のトラブル回避。

取引後のクレーム等のトラブル回避に繋がります。

- ▶ 競合物件との差別化が図れる。

購入希望者に安心感を与え、他の売却物件と差別化できる。



買主

- ▶ より安心して購入の判断ができる。

専門家調査により建物の状況が把握できて購入の判断の材料になる。

- ▶ メンテナンスの見通しが立てやすい。

購入後のリフォームやメンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能になる。



1. 補助金の対象者

- ▶ 中古住宅の売主または買主（個人が対象、個人事業者を除く）
※居住を目的とする住宅や店舗等併用住宅（店舗等の面積が延べ床面積の2分の1未満の住宅）を売買する方が対象です。

2. 補助金の対象住宅

- ▶ 災害レッドゾーン(※)に立地する住宅を除く、滋賀県内の住宅
※災害危険区域・土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・浸水被害防止区域

3. 補助金の対象経費および補助額

- ▶ 上記「2. 補助金の対象住宅」に対して、既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査方法基準に基づいて実施されたインスペクション（配管・設備、雨樋などの追加調査と調査結果報告書の作成を含む。）の費用の1/2を補助します。
補助上限額は、下記①②の住宅は5万円、③の住宅は2万5千円です。

- ① 市町が指定する空き家バンクに登録されている住宅
- ② 市町の立地適正化計画で定める居住誘導区域等(※)に立地する住宅
※詳細の条件は県ホームページを確認してください。
- ③ ①②以外の住宅

4. 申請手続きの流れ

- ① 交付申請書を提出（補助金申込） 【令和9年2月26日まで】
➔ 申請書類等を審査の上、交付決定を行います。
- ② 交付決定後、インスペクションを実施
- ③ 実績報告書と関係書類を提出 【令和9年3月31日まで】
➔ 申請書類等を審査の上、額の確定を行います。
➔ 申請者名義の銀行口座に補助金の振込を行います。※請求書の提出は不要

5. 申請手続きの必要書類・注意事項

▶ 提出書類（申請書類等）

- ① 交付申請書・誓約書（様式第1号、別紙4-1、別紙4-2）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、保険証等）の写し
- ③ インスペクションに要する費用の見積書の写し
- ④ 媒介契約書、買付証明書、または不動産売買契約書の写し（+引渡し日を証する書類）
- ⑤ 住宅の位置図（印等で明示）
- ⑥ 上記の「2. 補助金の対象住宅」であることを証する書類
- ⑦ 通帳の写し（金融機関名および預金の種類、口座名義、口座番号の記載面）

※交付決定より前に実施済みのインスペクションは、補助対象外です。

※物件の引渡し後3か月以降に実施されたインスペクションは補助対象外です。

※補助金申込時点で予定件数に達している場合は、交付決定できませんので、ご了承ください。

【滋賀県ホームページ】（PC・スマホで閲覧の方はを↓をクリック）
[滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 住宅・建築 > 助成・支援・補助 > 既存住宅状況調査（インスペクション）に対する補助金](#)

県HPの確認方法
(QRコードを讀取)



【補助金の申請先・問合せ先】滋賀県交通まちづくり部住宅課企画係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-4235 E-MAIL: house-kikaku@pref.shiga.lg.jp